

第1編

総説

第1章 財政経済の推移

平成3年ころのバブル景気崩壊以降、日本経済はその後遺症により、長期間低迷する状態が続いた。資産価格が急落する一方で、企業と金融機関のバランスシートも悪化し、国内需要が減退する中でデフレ状態に陥った。この間、多くの企業は過剰な雇用・設備・債務を抱え込み、金融機関は、保有する不良債権が膨大な規模に達するなど、単純な景気悪化とは異なる構造的な問題に直面した。

このような厳しい状況の中、政府は、「総合経済対策」（平成10年4月24日）及び「緊急経済対策」（平成10年11月16日）において、公共投資増加、金融システム安定化、貸し渋り対策を行い、平成11年11月11日には、公需から民需へのバトンタッチを円滑にして、景気を早急に回復軌道に乗せるための「経済新生対策」を決定し、18兆円規模の事業を実施することとした。また、日本銀行は、デフレ状態を脱却するために、平成11年2月12日の金融政策決定会合において、ゼロ金利政策の実施を決定した。

その結果、平成11年春ころには景気は下げ止まったが、数次にわたる経済対策による公共投資の増加は、多額の公債発行をせざるを得ない厳しい財政状況となり、平成11年度末には国及び地方の長期債務残高は600兆円に達した。

平成14年初からはアメリカ経済の回復の影響によりアジア向け輸出が増加、また、為替が大幅に円安（平成13年1－3月期：118.09円、平成14年1－3月期：132.46円）になり、輸出品の価格競争力を強化し、輸出増加に寄与したことに伴い景気は回復していった。

この間、公共投資は、地方の投資的経費が厳しい財政事情を反映して削減されたことに伴い、年々減少したが、設備投資等の民需が景気回復を牽引した。

平成14年後半以降は、イラク戦争の勃発及び重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者の増加等により輸出が減少し、踊り場を向かえたが、イラク情勢及びSARS問題が終息した後は、民間消費や企業投資が成長を支えたため、「いざなぎ景気」を超える戦後最長の回復となり、日本銀行も平成18年7月にゼロ金利政策を解除した。

しかしながら、平成19年度後半になると、原油・原材料価格の高騰により、景気回復を支えてきた企業の収益が減少するとともに雇用情勢も悪化した。更に、サブプライム住宅ローン問題を背景としたアメリカ経済の減速などによって、世界経済の成長が鈍化した。株価は乱高下しながら下落し（平成19年6月：18,001.37円、平成20年9月：12,123.53円、その後平成21年2月：7,694.78円）、為替も円高（平成19年7月：1ドル121.59円、平成20年9月：1ドル106.75円、その後平成21年1月：1ドル90.41円）となり、その影響で、輸出関連企業の業績が悪化した。

国内の景気回復力が弱い中で、日本経済が厳しい局面に立たされていることを踏まえ、政府は「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）及び「生活対策」（平成20年10月30日）を策定した。

一方、我が国の財政について、政府は、基礎的財政収支の黒字化を目指し、歳出の徹底した見

直しを進めるなど、財政健全化に向けた取組を進めたが、平成 12 年度末に 646 兆円程度だった国及び地方の長期債務残高が平成 20 年度末には 778 兆円程度、対 GDP 比 147.6% と引き続き高い水準にあり、主要先進国の中ではひとときわ厳しい状況となった。こうした状況を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日）において、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底することで歳出削減を行い、将来世代への負担の先送りを行わない方針が示された。

平成 21 年に入ると、深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、我が国経済も輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなった。これに対し政府は、内需を下支えし経済の底割れを防ぐため「経済危機対策（平成 21 年 4 月 10 日）」を策定した。

第2章 租税及び印紙収入の収入状況

平成11年度から平成20年度の10年間の租税及び印紙収入（一般会計分）の合計額（以下この章において「租税収入」という。）の推移をみると、平成11年から穏やかな景気回復過程をたどったことから、平成12年度の租税収入額は50.7兆円と平成11年度の47.2兆円に対し3.5兆円の増収となったが、平成13年度以降は景気が後退に転じたことから、平成13、14年はそれぞれ前年度から2.8兆円、4.1兆円減少し、平成15年度には43.3兆円と平成11年度から3.9兆円の減収となった。

その後、景気が民間需要を中心に穏やかに回復を続けたため、法人税を中心に租税収入も増加に転じ、平成16、17年度はそれぞれ前年度から2.3兆円、3.5兆円増加し、平成18年度には49.1兆円と平成11年度から1.9兆円の増収となった。しかし、平成19年度の後半から金融資本市場の危機を契機とする世界的な景気後退が見られる中、我が国経済においても、輸出や生産が大幅に減少し、消費も停滞したことから、平成20年度の租税収入は44.3兆円と平成11年度から2.9兆円の減収となっている。

第3章 税制の変遷

1 平成10年代前半の変遷

バブル崩壊後の景気低迷や大規模な景気対策を背景に、我が国の財政赤字は深刻化し、平成10年には、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る特殊要因を除いても、またプライマリー・バランスでも、先進7か国中最悪の状況となっていた。このため、平成10年代前半の税制改正は、厳しい経済情勢等を踏まえつつ、税負担の公平確保や既存税制の見直し等が進められた。

平成11年度は、恒久的な減税（所得税の最高税率の引下げ、法人税の税率の引下げ等）が実施されるとともに、租税特別措置については、課税の適正化の観点から整理合理化が行われたほか、住宅建設の促進に資するため、住宅ローン減税の拡充が行われた。

平成12年度は、民間投資等の促進及び中小企業・ベンチャー企業の振興を図るため、前年に引き続き住宅ローン減税の拡充と、特定中小会社の株式譲渡益に対する課税の特例及び同族会社の留保金課税の特例が創設された。

平成13年度は、商法改正による会社分割制度の創設に伴い、企業組織再編成（合併・分割・現物出資等）に係る税制を整備したほか、住宅投資の促進を図るために、従来の住宅ローン減税について、控除期間10年間の控除率を1%にする等の改正が行われた（新住宅ローン減税制度の創設）。

平成14年度は、企業の組織再編成を促進し、我が国企業の国際競争力の維持、強化と経済の構造改革に資するために連結納税制度が創設され、一定の企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して法人税を課税することになった。

平成15年度は、政府税制調査会から「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（平成14年6月）が公表されたことを受けて、研究開発・設備投資減税の集中・重点化、相続時精算課税制度の創設及び相続税・贈与税の税率構造の見直し、金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止、消費税免税点制度等の改革が行われた。

2 平成10年代後半の変遷

平成16年度は、前年に引き続き政府税制調査会から「少子・高齢社会における税制のあり方（中期答申）」（平成15年6月）が公表されたことを受け、年金制度改革に資する観点も踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するため、年金税制の見直しが行われた。また、地方分権を推進する観点から、三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する暫定措置として所得譲与税を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与したほか、住宅ローン減税の延長、土地・建物の譲渡所得の税率の引下げ及び損益通算の廃止等が行われた。

平成17年度は、平成15年10月6日に内閣総理大臣より政府税制調査会へ「少子・高齢化や

グローバル化等の大きな構造変化に直面している我が国社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分かち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める。」との諮問を受け、平成16年2月以降「あるべき税制」の具体化に向けて、審議・検討を重ね、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税の抜本の見直しを展望しつつ、定率減税を2分の1に縮減した。

平成18年度も、前年に引き続き「あるべき税制」の構築に向けた改正が行われた。具体的には、三位一体改革の一環として行う所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に関し、所得税の税率構造を5%~40%の6段階に改めるとともに、平成11年以降、景気対策のための措置として継続されてきた定率減税について、経済状況の改善等を踏まえ、廃止された。

平成19年度も、引き続き「あるべき税制」の構築に向け、我が国経済の成長基盤を整備する観点から、減価償却制度について、償却可能限度額（取得価額の95%）及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却可能とするとともに、250%定率法を導入する等の抜本の見直しを行った。移転価格税制については、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設し、我が国と取引相手国との国際的な二重課税に伴う企業の負担を軽減した。納税環境整備も行われ、具体的には電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設するとともに、税務手続の電子化促進措置（電子申告における第三者作成書類の添付省略等）を行った。また、滞納率の圧縮を目的として、コンビニエンスストアで納税できる制度を創設した。

平成20年度も、「あるべき税制」の構築に向け、中小企業の事業承継の円滑化に資するため、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設した。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益社団・財団法人について、公益目的事業から生じる所得を非課税とするとともに、すべての公益社団・財団法人を寄附優遇の対象となる特定公益増進法人とする改正を行った。

平成21年度においては、厳しい経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅ローン減税の適用期限の5年間延長や、中小法人等の軽減税率について、22%から18%に2年間引き下げる改正を行った。